

## ビル管法に基づく厚生労働大臣指定の測定器

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称 ビル管法）の施行規則第3条の2第1号の表の第7号の下欄に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器についての説明

- 1 建築物環境衛生管理基準（ビル管法第4条）で空気環境の調整基準を定め、空気環境の調整基準としてビル管令第2条でホルムアルデヒドの量を「0.1 mg/m<sup>3</sup>（0.08 ppm）」としている。また、ビル管則第3条の2の表の第7号の下欄において、ホルムアルデヒドの測定に用いる測定器として、高速液体クロマトグラフ法及びトリアゾール法により測定する機器の他に「厚生労働大臣が別に指定する測定器」と規定している。
- 2 厚生労働大臣が別に指定する測定器として、別途告示（平成15年5月7日厚生労働省告示第204号）を定め、指定する測定器を列挙している。  
最終告示は平成19年7月13日付けで、現在12型式の測定器を指定している。

指定番号	型 式	製造者等の名称
1501	F P - 30	研計器株式会社
1502	710	光明理化学工業株式会社
1503	X P - 308 B	新コスモス電機株式会社
1504	91 P	株式会社ガステック
1505	91 P L	株式会社ガステック
1506	T F B A - A	株式会社住化分析センター
1601	I S 4160 - S P (H C H O)	株式会社ジェイエムエス
1602	ホルムアルデメータhtV	株式会社ジェイエムエス
1603	3分測定携帯型ホルムアルデヒドセンサ	株式会社バイオメディア
1604	F A N A T - 10	有限会社エフテクノ
1901	C N E T - A	株式会社住化分析センター
1902	M D S - 100	株式会社ガステック

3 「指定の方法及び手続き」等については特に設けられていないが、測定器の指定は概ね次のとおり運用されていた。

「ホルムアルデヒド測定器に係る申請者からの問い合わせ／ →申請者による指定測定器の申請（含性能が分かる添付書類）／ →検討会の立ち上げ（委員の指定など）／ →検討会委員に申請書類等を提示／ →委員との事前打合せ（追加資料が必要な場合はこの時点で申請者に指示）／ →検討会を開催（申請者も同席）／ →指定機器の可否を発表（検討会当日に委員から発表） →合格の場合、告示改正を行い官報に掲載。」

4 第1回検討会は平成14年に開催している。検討会の委員の構成は下記のとおりであった。

<平成14年度（当初）委員の構成>

座長	池田 耕一	国立保健医療科学学院建築衛生部
	相澤 好治	北里大学医学部教授
	工藤 光弘	中災防労働衛生調査分析センター副所長
	高柳 保	（財）ビル管理教育センター調査研究副部長
	藤井 修二	東京工業大学大学院教授
	坊垣 和明	独立行政法人建築研究所研究総括監
	松村 年郎	（財）東京都顕微鏡院技術顧問

<平成19年度委員の構成>

（変更） 高柳保 → 齊藤敬子（副主幹）

（その他の委員は14年度から変更なし）